

# 山形藩における四僧録の成立と展開について

永井俊道

はじめに

山形藩は、出羽国を中心に江戸時代初めには五十七万石の領主であった最上氏が、元和八（一六二二）年に改易となった後に設置された藩である。最上氏領は改易後に分割され、いくつかの大名領や幕領に編成された。こうした状況の中で、寛永六（一六二九）年に全国に僧録が設置され、出羽国内にも徐々に僧録が設置され曹洞宗の寺院支配の基礎が固まっていたとされる。

しかし、最上氏が支配した出羽国においては、最上氏の庇護のもとで、領内曹洞宗寺院支配の枠組みがある程度できていた形跡が見られる。また、最上氏の改易後に新たに設置された藩においては、領主の願いによりそれぞれの領内に僧録が設置されていくことになる。最上氏領だった地域では、寛永六年の段階では山形藩と庄内藩とに僧録が設置され、その他の地域では、寛永六年以降に藩主の願いにより僧録が設置

されていた。

本稿で取上げる山形藩においては、寛永六年に光禪寺・法祥寺<sup>②</sup>・龍門寺<sup>③</sup>・長源寺<sup>④</sup>の四ヶ寺が僧録に任命されたとされているが、この四ヶ寺についても、僧録任命の時期についてははっきりしていない。ちなみに、『永平寺史料全書 文書編 第一卷・第二卷』<sup>⑤</sup>においても、山形四僧録の設置に関しては次のように記されており、見解が一つにまとまってはいるとはいえない。

① 寛永六年（一六二九）六月二十二日、光禪寺は龍門寺（山形県山形市）法祥寺（同所）とともに出羽国最上の僧録寺院となっており、この三ヶ寺はいずれも最上氏の菩提寺であった。

② 慶長寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺は、元和八年最上氏改易の後、山形城に入った鳥居氏の菩提寺長源寺とともに、寛永六年（一六二九）六月二十二日には出羽国最上領における僧録となるが、その始まりはすでにこ

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

二二八

の段階に見られるのである。<sup>⑦</sup>

③ 寛文五年當時の長源寺が龍門寺・光禪寺・法祥寺と共に「最上僧録」であったかなど検討すべき問題もあるが、……享保十年十一月付「関三ヶ寺掟」の宛先には、法祥寺・光禪寺・長源寺・龍門寺とある。以上から、享保年間には、長源寺は他の三ヶ寺とともに「最上僧録」であったことがわかる。<sup>⑧</sup>

まず、①によると、山形四僧録のうち寛永六年に僧録に任命されたのは、光禪寺・龍門寺・法祥寺の最上氏ゆかりの寺院であったと読め、長源寺がこの段階では僧録であったかについては触れていない。②によると、慶長寺（後の光禪寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺に加え、鳥居氏に従って山形に移ってきた長源寺も、寛永六年に山形領内の僧録に任命され、山形四僧録が成立したと読める。③によれば、寛文五（一六六五）年の段階で、長源寺が龍門寺・光禪寺・法祥寺と共に山形四僧録だったのかという点については、疑問もあるとした上で、長源寺の僧録任命に関しては、寛文五年以降の可能性があるというように読み取れる。

また、山形四僧録については、『江戸時代河門政要』・『總持寺史』<sup>⑩</sup>では、寛永六年設置の僧録として四ヶ寺の「相僧録」であったとしている。全国に設置された僧録の内「相僧録」

となっている地域においては、僧録間で制約などが定められ、その内容については関三箇寺によって承認された上で実施されているが、山形四僧録に関しては、「相僧録」の実態についてもはっきり分からない。

山形藩の僧録といえば、光禪寺・法祥寺・龍門寺・長源寺の四ヶ寺の名があるが、史料的な制約もあり、その設置の経緯や「相僧録」の実態など不明な点が多い。本稿においては、山形四僧録の設置の過程と領内寺院支配などについて考えていきたい。

## 一、山形四僧録成立と僧録の変遷

出羽国の僧録について考える場合、最上氏について触れる必要がある。江戸時代に入って、最上氏は出羽国内に五十七万石の領地を与えられた大名として、出羽国内の支配を行なう。江戸時代以前から、最上氏は曹洞宗に帰依し、最上氏三代満直の菩提寺となる法祥寺、五代義春の菩提寺となる龍門寺、義光が菩提所とするために開創した光禪寺（当初は慶長寺）が建立され、曹洞宗寺院の建立が進んだのである。最上氏によって開創された三ヶ寺は、この地域に初期の段階で進出した黒滝向川寺から、最上氏が開山を招請して開いた寺院で、この地域の中核寺院でもあった。

領主との関係により、最上義光の頃には菩提寺である三ヶ

寺が、領内の曹洞宗寺院の中で大きな力を持つようになったと考えられる。そのことを示す文書として、最上家親が領主だった元和元（一六一五）年七月日付の永平寺宗突からの「永平寺諸法度」<sup>①</sup>が、また、最上氏改易直後の元和九（一六二二）年四月二十四日付の総持寺五院連署による「曹洞宗諸定」<sup>②</sup>などが光禪寺宛てに発給されたのである。これらの「法度」や「諸定」は、両本山と光禪寺との間に特別な関係があり、光禪寺のみに発布されたのか、それとも光禪寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺に発給されたのかという点についてははっきりしない。しかし、次に示す【史料一】の内容などから判断して、法祥寺・龍門寺へも発給された可能性があるのではないかと考える。つまり、この時期にはこの三ヶ寺が、出羽国の大半を占める最上氏領内の中核的寺院として、両本山においても認識されていたことを示している。

そこで、この三ヶ寺の最上領内での役割はどのようなになっていたのか、【史料一】より考えてみたい。

【史料一】 ※以下、史料中の傍線は筆者記入。

従前 御所様、日本曹洞宗諸法度之儀、如先規自当寺可申付由、就 御誂、御朱印之写、其許三箇寺江差越申候 処二、油（マ）間被申分二而（貼紙）、自両寺願使僧様子承届候、油利・庄内之寺庵之儀者、慶長寺江出入可被申由、自御旦方被仰出候者、可被其任意候、二箇所之内、自然於悪比丘有

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

之者、諸山之小本寺江可被申理候、右之外、法祥寺・龍門寺之末派者、如前々可為兩寺次第候、其表之儀、三箇寺之諸末寺共二不亂仏戒於茂、御朱印之旨茂無相違様二可被申付候、若於違背之僧徒有之者、重テ言上可有候、於此方能々遂穿鑿、如 御朱印之急度可処配流者也、

元和「四戊」（貼紙） 午初夏十一日

永平寺 宗突印

龍門寺（貼紙） 參

【史料一】より、元和四（一六一八）年段階で、最上氏の支配する五十七万石の領地の内、由利・庄内の曹洞宗寺院は慶長寺（後の光禪寺）で、その他の地域は法祥寺・龍門寺が支配していたことが分かる。もう少し詳しく見ると、慶長寺は「自御旦方被仰出候者、可被其任意候」とあるように、領主である最上氏の意向によつての支配地の決定であり、永平寺もそれを追認してのこの書状の発給であつたのだろう。

山形の慶長寺・法祥寺・龍門寺が対等の立場で活動していたのかという点について考えてみたい。同じ地域に複数の僧録が任命された場合、お互いに職務についての確認が行なわれるのが一般的である。慶長寺・法祥寺・龍門寺の場合も、僧録が設置された寛永六年以降は、「相僧録」と考えられるが、寛永六年以前の最上氏領内においては、慶長寺・法祥寺・

龍門寺の三ヶ寺の間で、どのように領内曹洞宗寺院を支配していたのであろうか。僧録設置以前の最上氏領内の慶長寺・法祥寺・龍門寺の役割を【史料一】から検討したい。【史料一】では、慶長寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺が、最上氏領内で寛永六年以前から僧録に近い役割を果たしていたことが分かる。具体的には、寛永六年以前の最上氏領内においては、慶長寺が油利・庄内の寺庵の出入について取り仕切り、その他の地域の曹洞宗寺院を、法祥寺・龍門寺の二ヶ寺が支配することになっており、このことを永平寺も認め龍門寺へこの書状を遣わしたのであろう。このように、最上氏領内における曹洞宗寺院支配は確定していたのである。また、由利・庄内に関しては、悪比丘が徘徊した際には、諸山の小本寺が是非を判断することになっている。これは、江戸時代を通しての、一般的な本寺と末寺の関係と似ており、江戸幕府によって本末制度が確立する以前から、すでに「中核寺院（後の僧録）↓小本寺↓末寺」という支配体制が確立されていたと考えられている<sup>⑤</sup>。しかし、僧録制度が確立すると、「本寺―末寺」という伝達ルートではなく、僧録支配下における独自の伝達ルートが構築されるのが一般的であるが、山形領においては確認できていない。

元和八年に最上氏が改易になると、五十七万石の所領は解体し、幕領となる地域もあったが、亀田藩（岩城氏）・本荘藩（六

郷氏）・矢嶋藩（生駒氏）・新庄藩（戸沢氏）・上ノ山藩（松平氏）・庄内藩（酒井氏）そして山形藩（鳥居氏）などに分かれることとなる。これらの藩にも、のちに曹洞宗の僧録が設置される。山形には、最上氏改易後に鳥居氏が山形藩主として入りし、その際に長源寺が菩提寺として陸奥国平から移転するのである。

そして、寛永六年に全国に僧録が設置された際には、山形藩には領主菩提寺の長源寺と、以前から出羽国の支配を任されていた光禅寺・法祥寺・龍門寺が存在していた。そこで、この四ヶ寺を僧録として、山形四僧録体制が整ったと考えられる。この点については、現時点で確認できている寛永六年設置の僧録を記した『僧録帳』<sup>⑥</sup>全てに共通する内容であるが、筆者はこの四ヶ寺に発給された僧録状やその写しについては現時点では確認できていない。

山形藩は幕府の方針であったのであろうが、江戸時代中期までは領主交代の激しい地域であった。具体的に山形藩主の変遷を示すと次頁の【表 1】のようになる。

次頁の【表 1】にあるように、領主の交替が比較的短期間で行なわれたこと、領主の菩提寺が曹洞宗でなかったことなどもあり、山形四僧録の地位は江戸時代を通して比較的安定していた。鳥居氏改易後に入部した保科正之は、山形藩主時代に長源寺から開山を招請して善龍寺を建立し菩提寺とし

【表 1】 山形藩藩主の変遷

	藩主	入部年	内容
1	最上家	一六〇〇 (慶長五年)	五十七万石。 元和八年改易。
2	鳥居家	一六二二 (元和八年)	二十二万石。 磐城平より入部。 寛永十三年改易。
3	保科家	一六三六 (寛永一三年)	二十万石。 信濃高遠より入部。
4	松平(越前)家	一六四四 (正保元)年	十五万石。 越前大野より入部。
5	松平(奥平)家	一六四八 (慶安元)年	十五万石。 播磨姫路より入部。
6	奥平家	一六六八 (寛文八)年	九万石。 下野宇都宮より入部。
7	堀田家	一六八五 (貞享二)年	十万石。 下総古河より入部。
8	松平(越前)家	一六八六 (貞享三)年	九万石。 豊後日田より入部。
9	松平(奥平)家	一六九二 (元禄五)年	十万石。 陸奥白河より入部。
10	堀田家	一七〇〇 (元禄一三)年	十万石。 陸奥福島より入部。

山形藩における四僧録の成立と展開について(永井)

11	松平(大給)家	一七四六 (延享三)年	六万石。 下総佐倉より入部。
12	幕領	一七六四 (明和元)年	
13	秋元家	一七六七 (明和四)年	六万石。 武蔵川越より入部。
14	水野家	一八四五 (弘化二)年	五万石。 遠江浜松より入部。

た。その善龍寺は、保科正之が会津へ転封となると、領主と共に会津に移転し、領主の菩提寺であるという理由などにより、会津僧録だった恵倫寺と天寧寺に加えられて会津三僧録と称されるようになる。

領主交代の激しかった山形藩で注目しなければならない領主が、結城松平氏である。正保元(一六四四)年から慶安元(一六四八)年に播磨姫路に転封となるまでと、貞享三(一六八六)年に日田から入部し、元禄五(一六九二)年に白河藩に転封となるまでの二回にわたり山形藩主になっている。この結城松平氏に從つて、各地を移転したのが菩提寺の孝顕寺であった。孝顕寺はもともと越前国にあったが、領主松平氏に從つて各地を移転する。

かつて、筆者は藩主交代にともない僧録や副僧録が改められたり、新設されたりすることがあったことについて述べた

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

一三二

ことがある。<sup>(17)</sup> 山形藩においても、同様のことがいえるのではない。山形四僧録にしても、最上氏の支配下においては、光禪寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺が中核寺院として存在していたが、最上氏の改易により鳥居氏が山形に入部し、陸奥国平から長源寺を移転させ菩提寺とすると、この長源寺も加えた四ヶ寺が山形四僧録に任命される。

これと同じようなことが、その後の藩主交代の過程で行なわれたのではないかと考えられる。『孝顕寺資料』<sup>(18)</sup>によれば、貞享三年に山形に入部した松平直矩は、菩提寺の孝顕寺を山形僧録に加えたいとして、関三箇寺などに働きかけをし、その結果、山形四僧録に孝顕寺が加えられて僧録が五ヶ寺となったのである。【史料二】を見ていきたい。

### 【史料二】

(A)

幢掟

一法幢転衣首頂之時代者、慶長年中被為下置、可準御條目并當時從 公儀被仰出所之諸法度、堅可相守之、且不可違背守護之國法事、

一一会之規矩者、当所則 永平寺古規□用、御威儀之問、不可差過先聖之途轍事、

一參禪学道守之、可相学公案頌古代語法門、以有余力、則須講禪録経論等事、

一大小之師學、応募上祖之古風謾奠譚泊、市中魔魅人家、且興買人百民共、不可□利路事、  
一立法幢寺院并做首頂之僧侶、諸支配所遂披露、可受其許容、堅転衣僧者、蒙支配所之下知、□嗣法師之推拳状、可達本山事

右條々、若有違背之僧侶者、可處嚴科、仍支配之誌章如此也、

貞享五戊辰年九月廿五日

総寧寺

融峯 印

大中寺

俊山 印

龍穩寺

月峯 印

最上

孝顕寺<sup>(19)</sup>

(B)

最上孝顕寺儀、越後村上・播州姫路於両所茂、致支配頭、今度於最上茂、御領内計四箇寺ニ差添、爲致支配頭度之御頼并最上四箇寺より孝顕寺差添支配仕候様ニと願之連簡差越候条、右兩件之旨趣、去八月十八日、酒井河内守殿於御評席、遂披露候之処ニ、大和守殿御願ニ与里て、

御領分支配頭、可申付候旨、被仰出候条、支配狀差出候、爲後証副狀、如此二候、

貞享五戊辰年九月廿五日

総寧事

融峯 印

大中寺

俊山 印

龍穩寺

月峯 印

最上

孝顕寺<sup>(20)</sup>

【史料二】の(A)より、貞享五(一六八八)年九月二十五日付で最上孝顕寺が、山形藩領の僧録に任命され、山形藩内の僧録寺院は四ヶ寺から五ヶ寺となったことがわかる。この段階で、これまでの四僧録と新僧録である孝顕寺との関係がどのようになったかについてははっきりしない。しかし、【史料二】を見る限り、僧録としての職務については、これまでの僧録と変わっていないことから、孝顕寺も他の四僧録と同じ職務を山形藩内で行なっていたと見られる。

【史料二】の(B)より、孝顕寺がこれまでも越後国村上や播磨国姫路において支配頭となっていたので、山形藩においても四僧録に加えて、支配頭に任命してほしい旨の頼み状

山形藩における四僧録の成立と展開について(永井)

と、四僧録からも孝顕寺を僧録に差し加えてほしい旨の願書が提出されたこと、八月十八日の酒井河内守の評席においては、新領主の松平大和守からの願い出もあり、孝顕寺が領分支配頭に任命されたことが分かる。松平大和守が山形に入部してから二年を経たことである。この間、松平大和守が、幕府に働きかけていたことは間違いないであろう。寛永六年以降の僧録の設置においては、このように藩主の意向が反映される形で行なわれていたと考えられる。ただし、孝顕寺が山形藩での支配頭として活動したのは、陸奥国白川へと転封となるまでの僅か四年間だったこともあり、僧録としての活動については、史料的にははっきりしない。

また、【史料三】を見ていきたい。

【史料三】

五十年以前二越前中納言殿、從関東治城当国へ孝顕寺引來も、菩提所二候へ共、干今当国之僧録二候、加州寶円寺代々之菩提所二候へ共、干今僧録二候、當寺三代開山所大乘寺者加州二候へ共、僧録二而者無御座候、往古二者、林泉寺越後七郡之僧録二候へ共、從当国越後守殿、乗国寺同道二而、唯今者、林泉寺乗国寺兩僧録二候、同州村上者、松平大和守殿菩提処僧録二候、其外溝口出雲殿領主之砌、出雲殿菩提処僧録二候、上杉彈正殿、米沢林泉寺立置候へ者、米沢者新林泉寺僧録二候、信州者真

田伊豆殿菩提所長国寺一国之僧録二候、出羽庄内者酒井宮内殿家中衆之寺総見寺僧録二候、宮内殿者浄土宗二候、秋田者佐竹殿菩提所天徳寺僧録二候、会津者元来天寧寺・惠倫寺両僧録二候、然其肥後殿入国已来、菩提処僧録二候、然ルニ両寺茂相濟三寺僧録二候、日本松も左京殿菩提所僧録二候、白川者前々者関川寺僧録二候へ共、左京殿白川守護、式部殿白川守護、只今能登殿守護二候へ者、菩提所久松寺僧録二候、式部殿菩提所瑞峰寺者、唯今者、播磨之僧録ニ而候、（後略）<sup>(2)</sup>

【史料三】は、永平寺二十七世嶺巖英峻が総持寺に宛てた書状の写しの一部である。英峻は慶安五（一六五二）年から万治二（一六五九）年まで、永平寺の住持を勤めた人物である。【史料三】から領主の菩提寺を僧録にしようという動きが當時あったことが分かる。【史料三】に記されている僧録寺院を具体的に見ていくと、越前国孝顕寺・加賀国宝円寺・越後国高田の（林泉寺に加えての）乗国寺・越後国村上の孝顕寺・越後国新発田の浄見寺（のちの宝光寺）・出羽国米沢の林泉寺・信濃国の長国寺・出羽国庄内の総穩寺・出羽国秋田の天徳寺・陸奥国会津の（天寧寺と惠倫寺に加えての）善龍寺・陸奥国白川の松久寺・播磨国瑞峰寺などがあげられている。これらの僧録は、領主菩提寺が僧録となった例として示されている。

このうち、加賀国の宝円寺・出羽国米沢の林泉寺・信濃国長国寺・出羽国庄内の総穩寺・出羽国秋田の天徳寺は、寛永六年に僧録に任命されているが、そのほかの僧録寺院は、寛永六年以降に設置された僧録である。このことは先に触れたように、僧録の設置が当初の目的とは異なり、領主の意向などにより、菩提寺を僧録にしようという動きが一般化していったことを示している。山形藩においても領主交替の流れの中で、領主菩提寺が曹洞宗寺院の場合には、領主の意向などにより領内曹洞宗寺院支配を任される僧録に任命されていたのである。

出羽国における僧録制度が安定したことを示すものとして、宝永二（一七〇五）年に各地の僧録から総持寺に提出された寺院帳<sup>(2)</sup>があげられる。そこには、かつて最上氏が支配した地域に設置された僧録から提出された寺院帳がある。それをまとめたものが、次頁の【表 二】である。

最上氏領だった出羽国の大半は、最上氏改易後に次頁の【表 二】のように七つの藩に分かれ、配下寺院は少ないものの僧録が任命されていた。そして、そのほとんどが領主の願いよっての任命であった。【表 二】の中で、寛永六年に僧録に任命されたのは、庄内の総穩寺と山形四僧録のみで、そのほかの僧録は宝永二年までに任命されたものである。これは、自家の菩提寺を領内の僧録とし、藩内の支配体制を安

【表 二】 旧最上氏領内から提出された宝永年間僧録寺院帳

僧録名	所在地	作成年月	支配寺院数
龍門寺	亀田	未詳	十七箇寺(龍門寺含む)
永泉寺	本庄	寶永二年四月	二一箇寺(永泉寺含む)
龍源寺	由利郡矢島	未詳	九箇寺(龍源寺含む)
総穩寺	庄内	寶永二年四月	三四五箇寺
瑞雲院	新庄	寶永二年	四七箇寺(瑞雲院含む)
寿泉寺	最上	寶永二年七月	一四箇寺(寿泉寺含む)
四僧録	山形	寶永二年七月	一七〇箇寺(四僧録含む)

定させる目的があつたと考えられる。

寛永六年の僧録設置に関しては、本来は国ごとの設置が原則であつたにも関わらず、東北地方においては藩ごとの設置のように見えるのはなぜかとの指摘もある。寛永六年には東北地方は陸奥国と出羽国二ヶ国からなり、他国に比べると面積も広く大藩も多かつた。最上氏領のように、古くから最上氏との関係の深い地域に新たに設置された大名にとっては、新領地におけるかつての最上氏との関係をできるだけ抑えて、領主としての円滑な支配を確立する必要があつた。そのため、領主の意向によりその菩提寺が僧録に任命されること一般化していったのであろう。このように寛永六年以降の

山形藩における四僧録の成立と展開について(永井)

僧録設置に当たっては、領主の意向が大きく反映されることになつたため、僧録の設置は藩ごとのようになつたのである。このことが、本来は国ごとに設置されるとしていた僧録設置が、藩ごとに設置されるようになったきっかけであつたと考えられる。一ついえるのは、寛永六年に奥羽・出羽両国で僧録に任命された寺院は、その地域の中核寺院であり、配下寺院数も一〇〇ヶ寺を越える寺院が多く、他の地域における一ヶ国分に相当する配下寺院数の僧録であつた。このことは、東国における曹洞宗寺院の繁栄ぶりを窺わせるものであろう。

## 二、山形四僧録の支配関係について

寛永六年に全国に僧録が設置される以前の最上氏領内では、最上氏の意向により最上氏ゆかりの慶長寺(後の光禪寺)・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺が、後の僧録のような役割を果たしていたが、最上氏が改易になると鳥居氏が山形藩主として入部し、長源寺を陸奥国平から山形に招請し菩提寺とし、寛永六年に全国に僧録が設置された際に、これまで出羽国の中心寺院であつた光禪寺・法祥寺・龍門寺に加えて、当時の藩主菩提寺の長源寺も山形の僧録に任命され山形四僧録体制となつた。

それでは、山形四僧録の具体的な関係について、次の【史

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

【史料四】から考えていきたい。

【史料四】

吉利支丹御制禁二付而、如此之御書付、日本曹洞之諸寺院江申付候様ニト、三箇寺江被 仰渡候間、其国之僧録江指越候御書出之通、堅相守候様ニ、曹洞一宗之自他門大小不殘可被申付候、此御書付請取申候由、早々返書待入者也、

総寧寺祖峯 印

寛文五乙巳曆正月廿八日

大中寺尊海 印

龍穩寺三宅 印

長源寺江者従大中寺右之御書出可被越候、先規ヨリノ僧録場江可被申付候、銀山・野辺沢并サカヒニ別ニ支配人有之ニ者、其寺院ト同前ニ可有相談、右之所長源寺ト四ヶ寺之僧録場ニモ弥四ヶ寺ニ而可被申付候、以上、

最上

法祥寺

同

光禪寺

同

龍門寺(3)

【史料四】は、吉利支丹禁制に関する幕府からの「御書付」の内容を全国の曹洞宗寺院に申付けるよう、関三箇寺から各地の僧録に命じたものである。このことから、寛文五年頃には、幕府の布達などを伝えるために「幕府↓関三箇寺↓地方僧録↓大小曹洞宗寺院」という伝達経路が確立していたことが分かる。ただこの史料を見ると、山形四僧録の間には微妙な立場の違いがあったことも分かる。【史料四】には、「其国之僧録江指越候御書出之通」とあり、関三箇寺が全国の僧録に布達したとあるが、「長源寺江者従大中寺右之御書出可被越候」とあるように、大中寺から布達されたという点である。これは、法祥寺・光禪寺・龍門寺が総持寺直末の黒滝向川寺の末寺であったのに対し、長源寺は大中寺末であったことによるのかもしれない。【史料四】にもあるように、法祥寺・光禪寺・龍門寺は、関三箇寺連名によりこの「御書付」が発せられているのに対し、長源寺へは大中寺から発給されたとある。これは、延宝九（一六八一）年二月二十三日に江戸総泉寺で行なわれた鬮引きで、関三箇寺の配国が決定し全国の僧録制度が確立するより前のことである。寛文五年ころは、それぞれの僧録の成立事情により、山形四僧録に見られるように、関三箇寺連名で布達が届く光禪寺・法祥寺・龍門寺のような僧録と、大中寺から布達が届けられる長源寺のように、関三箇寺のいずれかの末寺の場合は、その本寺である

関三箇寺より各種文書の発給を受けた可能性があることを示唆している。つまり、関三箇寺の支配が延宝九年に確立するまでは、関三箇寺の直末の僧録についてはその本寺から、それ以外の僧録については関三箇寺連名で布達が出されていたといえる。しかし、これは山形領の僧録の特殊な例の可能性も考えられ、今後の検討が必要であろう。いずれにしても、最上氏との関係により僧録に任命された光禪寺・法祥寺・龍門寺と、鳥居氏の菩提寺として僧録に任命された長源寺との間には僧録として立場の違いがあつたようで、領内曹洞宗寺院支配を行なう僧録間の対立を生んだ可能性がある。

また、【史料四】から山形四僧録と幕領と藩領とにある曹洞宗寺院支配について考えることもできる。当時幕領であつた銀山・野辺山・さかいに支配人（寺院）があれば、その支配人と相談して長源寺と法祥寺・光禪寺・龍門寺の四箇寺で銀山・野辺山・さかいを支配するよう申し付けている。筆者はかつて陸奥国白川領における僧録支配について触れた際に、幕領にある曹洞宗寺院は、白川領僧録を通して幕府・関三箇寺からの廻状をうけ、それ以外については代官の支配を受けるとした<sup>(23)</sup>。その時期は享保十四（一七二九）年段階のものであつたが、【史料四】により、幕領にある曹洞宗寺院と地方僧録の支配関係については、寛文五年の段階で、幕領の曹洞宗寺院の支配の一部が近隣にある僧録に任されるように

なつたのではないかという可能性も示すものであろう。

次に、【史料五】から具体的な山形四僧録の關係について考えてみたい。

#### 【史料五】

龍門寺ニ有之候帳面相乱処茂有之候間、各四箇寺和融之上、以時分帳面可被相改之旨、法祥寺・龍門寺・光禪寺三寺ともニ、長源寺ト自体一同ニ被存之由、尤四ヶ寺相談ニ而何時成共相改、其帳三ヶ寺江指上、三判可被申請候、

一、宝泉寺ト長福寺本末之出入、從双方被申立候ヨリ遂僉議候所、宝泉寺并長福寺双方ニ実正無之旨数多有之候間、四ヶ寺国本ニ而相談之上、何之寺院江成具、長福寺迄末寺ニ可被申付者也、為後日依而如件、

寛文十一辛亥年  
二月廿九日  
大中寺印  
龍穩寺印

最上僧録

四箇寺<sup>(24)</sup>

【史料五】から、寛文十一（一六七二）年の段階で、龍門寺の所持する帳面が山形四僧録支配の現状と合わなくなつていると関三箇寺より指摘され、四僧録で相談して改めるよう命

じられている。ここに記されている「帳面」とは何を指しているのかは分からないが、山形四僧録で相談するよう伝えられている点から考えると、山形藩領内の僧録間の職務内容についての取り決めや配下寺院について記したものでないかと考えられる。【史料一】に見られるように、幕府により僧録が設置される以前から最上氏の領内においては、光禪寺・法祥寺・龍門寺の三ヶ寺で支配分担が決められており、そこに最上氏の改易によつて新領主と共に長源寺が移転してきて、領主の意向もあつて、寛永六年に四ヶ寺が山形僧録に任命された。その際に明確な僧録支配についての取り決めが成されないまま、寛文十一年に到つたのではないだろうか。そのため、長源寺が関三箇寺に訴え、関三箇寺よりこのような布達が出されたものと考えられる。ここで重要なことは、龍門寺所有の帳面については、四箇寺が相談して納得の上改めること、法祥寺・光禪寺・龍門寺の三箇寺と長源寺は元来同じと考えることという部分であろう。「法祥寺・龍門寺・光禪寺三寺とも二、長源寺ト自体一同ニ被存」とあり、このことは、逆に長源寺がこの当時山形藩内の僧録として、他の三箇寺と対等に扱われていなかったことを示している。そのため、最上氏支配時代から領内の有力寺院だった三箇寺と長源寺との間で争論が発生したと考えられ、関三箇寺による判断を待つたのである。山形四僧録で相談して取り決めた内容に

ついては、改めて帳面に認め、関三箇寺に提出して、関三箇寺から証印を受けるようにとある。この帳面の改定と、延宝九年の関三箇寺による全国の僧録支配体制の確立とにより、山形四僧録の關係は安定していったと考えられる。

次に、山形四僧録の職務の一部についてどのような取り決めがあつたのか、【史料六】から考えてみたい。

#### 【史料六】

一 龍門寺長源寺後住之僧下着次第、各々兩寺立合、御朱印并校割等帳面之通急度相改、後住之僧江可被引渡事、

一 法泉寺後住之下着次第、從澄江寺案内有之節、從兩寺換僧指遣、御朱印并校割等逐吟味、後住之僧江可引渡事、

一 寿福寺後住之儀、光禪寺可申付、後住相定節、從法祥寺換僧指遣、御朱印并校割等相改可引渡事、

一 常林寺後住之儀、法祥寺可申付、後住相定節、從光禪寺換僧指遣、校割等相改、後住江可引渡事、

右之通得其意、無念無之様ニ、可被相努者也、

龍穩寺 印  
大中寺 印  
宝永七庚寅九月十九日

法祥寺

総寧寺 印

【史料六】から分かるように、山形四僧録の間には細かな取り決めがなされていたことが想定できる。【史料六】は、山形四僧録のうち光禪寺と法祥寺に対する、後住換僧などに関する関三箇寺からの達書である。

- ① 龍門寺と長源寺の住持交替に関しては、後住が各寺に下着次第、それぞれの寺で法祥寺と光禪寺二箇寺の立ち会いのもと、御朱印と校割帳を改め後住に引渡す。
- ② 法泉寺<sup>(27)</sup>の住持交替については、澄江寺<sup>(28)</sup>から案内があったら、法祥寺と光禪寺の二箇寺から換僧を差し遣わし、御朱印と校割帳を改め後住に引渡す。
- ③ 寿福寺<sup>(29)</sup>の住持交替については光禪寺に申付け、後住が定まった後に法祥寺から換僧を差し遣わし、御朱印と校割帳を改め後住に引渡す。
- ④ 常林寺<sup>(30)</sup>の住持交替については法祥寺に申付け、後住が定まった後に光禪寺から換僧を差し遣わし、校割帳を改め後住に引渡す。

ここでは、龍門寺と長源寺の役割については記されていないが、山形四僧録のうち光禪寺と法祥寺については、配下寺院の住持交代に際しての換僧の派遣について、両寺の住持が立ち会って後住改めをする寺院(①)、光禪寺・法祥寺から

換僧を遣わして後住改めを行なう寺院(②)、光禪寺(あるいは法祥寺)が後住を申付け、法祥寺(あるいは光禪寺)が換僧を遣わして後住改めを行なう寺院(③・④)に区分されていたこと、そして、その内容は関三箇寺によって承認を受けていたことが分かる。ここに記されていない龍門寺と長源寺は、後住改めには関与しなかったのか、光禪寺と法祥寺の後住改めについては、龍門寺と長源寺の二カ寺が立ち会うなど、光禪寺と法祥寺と同じように、換僧を派遣する寺院が定まっていたのであろうか。また、ここに記されている法泉寺・澄江寺・寿福寺・常林寺は、いかなる理由からこのような布達が出されたのかについては今後の課題であらう。いずれにせよ、龍門寺・長源寺と光禪寺と法祥寺との間には、僧録としての役割に違いがあったということになる。そして、これらの取り決めが【史料五】にある「帳面」にまとめられ、四僧録の支配が定められていったと考えられる。この点についても、今後の現地における寺院史料調査などにより明らかとなる課題であらう。

### 三、関三箇寺と地方僧録の連絡について

江戸にある関三箇寺の宿寺から全国の僧録への連絡はどのようなになっていたのであろうか。山形四僧録と関三箇寺の連絡について考える前に、双林寺の支配下にある副僧録への伝

達方法について考えていきたい。「双林寺諸事要録」<sup>(1)</sup>に次のような記述がある。

【史料七】

御公用御触副僧録触遣事

一 御公用御触刻付御急用ニ無□時ハ、其国ノ領主江戸家  
鋪へ、以使僧頼遣、

伊豆守

信州松代 長国寺 領主

真田彈正忠殿

越後高田 林泉寺

榊原式部大輔殿

乗国寺 領主

松平越中守殿（松平越中

守殿ハ抹消）

同 村上 耕雲寺 領主

内藤紀伊守殿

同 村松 慈光寺 領主

堀丹後守殿

英林寺

（堀佐□亮殿ハ抹消）

同 上田 雲洞庵

横堀勘兵衛□

同 沢水 大栄寺

耕雲寺或ハ英林寺

同 弥彦 種月寺

牧野駿河守或ハ耕雲寺英

林寺随宜願乞

佐州相川 総源寺

佐渡奉行

右、能々入念、無滞様ニ可致□御公用間違有之時ハ、

録役不相立三ツ字ノ不幸也<sup>(2)</sup>

【史料七】は、信濃・越後・佐渡と上野国の四箇国の僧録であった双林寺から副僧録に対し、江戸からの公用や御触などをどのように伝えるかについて記したものである。これを見ると、江戸にある関三箇寺の宿寺より、公用の大部分は領主の江戸藩庁を通して、国元の僧録へ伝えられていたことが分かる。おそらく、関三箇寺を通して各地の僧録に発せられる触などは、領主の江戸藩庁を通して国元に伝えられ、そこから僧録へと伝えられるというのが、関三箇寺と全国の僧録を繋ぐ日常的な伝達方法であったのであろう。ただし、受けとり日時を記録したり急用の場合には、関三箇寺から直接連絡していたようである。この『双林寺諸事要録』が、双林寺二十九世東溟台州により、元文五（一七四〇）年に記されたものであることから、このような伝達方法は、元文元年よりかなり前から確立されていたのではないかと考えられる。

山形四僧録に関して、『龍門寺書留帳』<sup>(3)</sup>に掲載されている史料一四七・二四八・一六六は、関三箇寺名での布達である。また、一七〇は大中寺鑑寺からの布達である。これらの史料について、『龍門寺書留帳』の解説では次のようにある。

本史料中の幕府触書・布達類のほとんどが、觸頭↓山形藩江戸藩庁↓山形藩寺社奉行↓小触頭寺院（法祥寺・龍門寺・光禪寺・長源寺）という経路で布令されたものである。このように觸頭が直接配下の小触頭寺院に布令す

べきところを、山形藩（秋元氏）に依頼しているのである。天明期に触頭から鳴屋飛脚便で直接布達された触書が数通あるが、これとて山形藩（秋元氏）江戸藩庁が取り込んでいる旨の添書があることから例外的といつてよい。

しかし、『龍門寺書留帳』に掲載されている関三箇寺からの布達の一四七には、「右之通従公儀被仰出候間、被得其意配下寺院江可被相触候、尤其録請之印証可被差越此段申達候以上」とあり、さらに、『史料八』の（A）には次のようにある。【史料八】を見ていきたい。

【史料八】

右之通従公儀被仰出候間、被得其意配下寺院江可被相触候、尤其録請之印証可被差越此段申達候 以上

大中寺

龍穩寺

総寧寺

羽州山形

法祥寺

光禪寺

長源寺

龍門寺

此公用状先月中御領主御屋敷江御頼申候処公用其外急キ

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

等二而之書状ハ右請取不被成との事二而此方二而甚タ入り申候間、今般ハ此方二而賃錢相払候而鳴屋まで差遣申候、此御触状御請書差出之時分御屋敷之外二而状届場所御定置被成候而届所家名等委細二いたし越被成候以来急御用二而茂有之御時分甚タ手問候事二候間此段得其意候夫共外二届場所茂無之候て鳴屋まで以来差遣可申候哉いつ連二も此御請之時分委う御申越被成候、此段申達候以上

（B）

今般従公儀被仰出候御触書当月廿八日鳴屋飛脚之便り二而当所市村清左衛門宅より相届拜見仕候、右御請如斯二御座候 以上

丑六月廿八日

法祥寺

光禪寺

鑑寺

長源寺

鑑寺

龍門寺

関三箇禪寺

鑑司大和尚

副啓

急御用状御届置之儀被仰下承知仕候嶋屋飛脚之儀者奥州  
福嶋迄ハ参り候得共嶋屋より当地へ者幸便ニ相届申儀ニ  
候得者遅滞之程無覚束候間、得と相尋追而可申上候、且  
長源寺太爾長老当月三日病死仕候間御請之儀者鑑寺印ニ  
而差上申候、追而御披露可申上候 以上

丑六月廿八日

羽州山形、

四 箇 寺

大中大般剎

御役者中<sup>㉔</sup>

【史料八】の（A）は、幕府より出された触書に続いて記されている部分を示したものである。この史料には「其録請之印証被差越」とあり、山形四僧録からの請取の印証が必要であったことが分かる。また、「公用其外急キ等二而之書状ハ右請取不被成との事二而」とあるように、公用や急ぎの書状は藩庁では受け取らないことになっていると記されている。そのため、関三箇寺が直接飛脚嶋屋に飛脚賃を払い山形へ送ったと記されている。さらに、この触書の請書については藩庁外に場所を定めて送るようにとあり、届け先が決まらない場合には飛脚嶋屋留めとしてもかまわないとある。

また、（B）の史料は、関三箇寺への「請之印証」に当た

る書状である。その文面より山形四僧録へ届けられた書状が、「請之印証」が必要でしかも急ぎの書状であったことが分かる。しかし、飛脚嶋屋は福島までしか来ないため、福島から山形までは「幸便」となり、都合の良い便がなければ遅延することも覚束ないとしている。

【史料八】の内容を、「双林寺諸事要録」に記されている内容と照らし合わせて考えると、山形藩の江戸藩庁が関三箇寺からの布達を受け取るのは、急ぎの書状や請の印証を返さなくても良い場合ということになる。しかし、そのような場合は少なく、多くは江戸藩庁から国元へ届けられたのである。

また、『龍門寺書留帳』の一六六にある関三箇寺より山形四僧録への布達の中に、「右之通従御公儀被仰出候間被得其意、支配下寺院江可被相触候、尤其際請之印證可差越此段申達候 以上<sup>㉔</sup>」とあることから、幕府からの布達は江戸藩庁を通すが、両本山が直接関わるものについては、両本山から使僧を派遣してか、関三箇寺を経由して、地方の僧録に直接伝えられたものと考えられる。関三箇寺が直接山形四僧録に書状を発する際に、山形藩への書状を委託されたのが嶋屋だったのであろう。嶋屋は関三箇寺に委託され山形四僧録への、書状配達を担当する飛脚屋ということになろう。

【史料八】より考えると、江戸にある関三箇寺の宿寺からは、江戸にある各藩の藩庁を経由して一般的な布達などを各

地の僧録に伝えていた。しかし、「請之印証」が必要な場合や、請取や帳面の提出を求める場合、そして急を要する布達などは、各藩の藩庁では受け取らず、関三箇寺が直接飛脚などを介して各地の僧録に伝えたのである。幕府の舐や江戸からの連絡内容について、藩内に漏れなく伝達するためには、この僧録制度は非常に便利な制度だったのである。そこに自家の菩提寺を領内僧録にし、僧録制度を利用する領主側の利点もあつたといえる。

### むすびにかえて

これまで見てきたように、山形藩における四僧録の設置と変遷について、次の点について確認した。

- ① 山形四僧録の設置の起源は、最上氏領だった時代に、慶長寺（のちの光禪寺）・法祥寺・龍門寺が最上氏領内の曹洞宗寺院支配を行なっていたと考えられ、これを継承する形で慶長寺（のちの光禪寺）・法祥寺・龍門寺は寛永六年六月二十二日に僧録へと任命されたと考えられる。

- ② 山形四僧録のうち長源寺は、最上氏改易後に設置された山形藩に内部した鳥居氏が、菩提寺として開創した寺院であるが、僧録設置当初から領主菩提寺を僧録に任命する傾向があり、山形藩においても、寛永六年六

（山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

月二十二日に長源寺が僧録に任命されたものと考えられる。

- ③ 山形藩は藩主交替が繰り返された。その中で松平氏が藩主だった貞享五年九月二十五日付で、松平氏の菩提寺である孝顕寺が山形四僧録に加えられ、五ヶ寺で領内の曹洞宗寺院支配を行なった時期があつた。この状況は、元禄五年に松平氏が白川へ転封となり、孝顕寺も白川へ移転したことにより四僧録体制に戻つた。

このように、山形四僧録は、最上氏時代の曹洞宗寺院支配関係を基盤に、寛永六年の僧録設置の際の領主との関係によって成立したと考えられる。その後、貞享五年には孝顕寺が僧録に加えられ一時五ヶ寺体制となつたが、山形藩における四僧録体制は安定した支配を行なっていたといえる。

また、山形四僧録についての「相僧録」の状況についても検討した。山形四僧録のうち慶長寺（のちの光禪寺）・法祥寺・龍門寺は本寺を同じくし、最上氏支配時代からの中核寺院でもあつたため、最上氏改易後に山形藩に開創された長源寺とは、僧録の役割が異なっていたと考えられる。そのため、長源寺と慶長寺（のちの光禪寺）・法祥寺・龍門寺の間で争論が起こり、関三箇寺の裁定もあり、寛文十一年には「相僧録」の体制も整つていったのではないかとし、史料の制約もあるが、山形四僧録の取り決めの一部について検討した。

関三箇寺の江戸宿寺から地方の僧録への伝達方法についても、関三箇寺から山形四僧録へ直接伝える場合と、関三箇寺から山形藩の江戸藩庁を通して山形四僧録へ知らせる場合の二つの方法があったことについても触れた。多くの場合、関三箇寺から山形藩の江戸藩庁経由で、山形四僧録への布達が届けられていたことが分かり、他の地域の僧録においても同様の状況だったのでないかと考えられること、幕府からの布達などを江戸藩庁が受け取り、領内の僧録に伝えること、領内に布達内容を徹底させるといふ点において、領主側にも僧録への布達を引き受ける利点があったのではないかという点についても触れた。

以上、山形四僧録について見てきたが、史料制約もあり未だはつきりしない部分も多く、今後の調査・研究によることも多いことも付け加えておきたい。

### 註

(1) 光禪寺は、最上義光が自身の菩提所として、黒滝向川寺九世の春林禪冬を招請して、慶長元年に開創した寺院である。はじめ慶長寺と称していたが、のちに光禪寺と改称した。寛永六年六月二十二日、出羽国最上の僧録となる。

(2) 法祥寺は、最上氏三代最上満直の菩提寺として、四代満家が黒滝向川寺三世の可屋良悦を招請して応永二〇年に開創した寺

院である。寛永六年六月二十二日、出羽国最上の僧録となる。

(3) 龍門寺は、最上氏五代義春の菩提所として、その子義秋が黒滝向川寺五世朴堂良淳を招請して開創した寺院である。寛永六年六月二十二日、出羽国最上の僧録となる。

(4) 長源寺は、元和八年の最上氏の改易後、陸奥国磐城平より入部した山形城主鳥居忠政の開基。忠政は光禪寺に父元忠の位牌を託し、その後光禪寺を移転させ、平から長源寺三世の直州良淳を勧請して、長源寺と改称して開創した。寛永六年六月二十二日出羽国最上の僧録となる。

(5) 『永平寺史料全書文書編 第一巻』平成二十四年一〇月二十五日大本山永平寺発行。『永平寺史料全書文書編 第二巻』平成二十九年二月二十八日大本山永平寺発行。

(6) 『永平寺史料全書文書編 第一巻』五五二頁。

(7) 『永平寺史料全書文書編 第一巻』五六八頁。

(8) 『永平寺史料全書文書編 第二巻』四四四頁。

(9) 横關了胤『江戸時代洞門政要』（昭和五十二年一月三十日第二版、東洋書院発行）。

(10) 栗山泰首『總持寺史』（昭和十三年三月二十五日、大本山總持寺発行）

(11) 向川寺は総持寺直末で、大徹宗令を開山として永和三（一三七七）年に開創され、山形県北村山郡大石田町横山に所在する。

- (12) 「永平寺諸法度写」(『永平寺史料全書 文書編 第一卷』五五〇頁)。
- (13) 「曹洞宗諸定写」(『永平寺史料全書 文書編 第一卷』五八五頁)。
- (14) 「海巖宗突法度写」(『永平寺史料全書 文書編 第一卷』五六五頁)。
- (15) 『永平寺史料全書文書編 第一卷』五六七頁。
- (16) 拙稿「近世曹洞宗における僧録設置に関する諸問題について(二)」(『仏教経済研究』第四十四号)。
- (17) 拙稿「撰丹境永沢寺の僧録支配とその変遷について―特に姫路領の曹洞宗支配を中心として―」(『駒沢史学』第八十一号)。
- (18) 曹洞宗文化財調査委員会による影写史料による。資料全体については、『曹洞宗文化財調査目録解題集6 関東管区編』三九一頁以下を参照。
- (19) 文No.9 「関三刹定書」(『孝顕寺資料』)。
- (20) 文No.10 「関三刹添状」(『孝顕寺資料』)。
- (21) 文No.19 「明暦三丁酉より十月迄記録」(『總持寺祖院資料』・『曹洞宗文化財調査目録解題集7 北信越管区編』)。
- (22) 『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』圭室文雄編集、平成二十七年一月一日 大本山総持寺発行。
- (23) 51 「関三ヶ寺連署状写」(『永平寺史料全書 文書編 第二卷』四四二頁)。
- (24) 拙稿「陸奥白川領の僧録支配の変遷について―白川関川寺・須賀川長祿寺を中心に―」(『仏教経済研究』第四五号)。
- (25) 89 「関三ヶ寺裁許状写」(『永平寺史料全書 文書編 第二卷』六三三頁)。
- (26) 「上」(『永平寺史料全書文書編 第二卷』参照史料 冊子史料 分 九二四〜九二五頁)。
- (27) 法泉寺は、長州太寧寺末で、現山形県寒河江市本町に所在する。
- (28) 澄江寺は、長州太寧寺末で、現山形県寒河江市本町に所在する。
- (29) 寿福寺は、法泉寺末で、現山形県寒河江市本町に所在する。
- (30) 常林寺は、法泉寺末で、現山形県寒河江市六供町に所在する。
- (31) 『雙林寺資料』典No.82 「雙林寺諸事要録」(『曹洞宗文化財調査目録解題集6 関東管区編』)。曹洞宗文化財調査委員会による影写史料による。この史料は、元文五(一七四〇)年仲秋(八月)、雙林寺二九世東溟台州が記録したものである。
- (32) 典No.82 「雙林寺諸事要録」(『雙林寺資料』)。
- (33) 山形市史編纂委員会、昭和四十一年九月一日発行。
- (34) 『龍門寺書留帳』一二頁。
- (35) 同右書所収、一四七号史料(九四頁)。
- (36) 同右書所収、一四七号史料(九四〜九五頁)。
- (37) 同右書所収、一四八号史料(九五頁)。
- (38) 同右書所収、一六六号史料(一〇四頁)。

山形藩における四僧録の成立と展開について(永井)

山形藩における四僧録の成立と展開について（永井）

（キーワード）僧録、光禪寺、法祥寺、龍門寺、長源寺、孝  
顯寺